

# 令和6年教育委員会第2回定例会会議録

開会日時 令和6年2月5日 午前 10時00分

閉会日時 同 上 午前 11時30分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 小花高子  
同職務代理者 谷部憲子  
委 員 井口信二  
委 員 上原有美江  
委 員 壺内 明  
委 員 青柳 豊

## 議場出席委員

・教育次長	中島 俊一	・学校教育担当部長	佐々木健二郎
・教育総務課長	山崎 淳	・学校施設担当課長	小野村守宏
・学校環境整備担当課長	尾崎 隆夫	・学務課長	羽田 顕
・指導室長	谷合みやこ	・学校教育推進担当課長	江川 泰輔
・学校教育支援担当課長	大川 千章	・統括指導主事	木村 文彦
・統括指導主事	青木 大輔	・地域教育課長	高橋 裕之
・放課後支援課長	石川まどか	・生涯学習課長	柏原 正彦
・生涯スポーツ課長	柿澤 幹夫	・中央図書館長	新井 秀成

## 書 記

・教育企画係長 大石 睦貴

開会宣言 教育長 小花高子 午前10時00分 開会を宣する。

署名委員 教育長 小花高子 委員 谷部憲子 委員 井口信二

以上の委員3名を指定する。

開会時刻 10時00分

**○教育長** おはようございます。それでは、出席委員は定足数に達しておりますので、令和6年教育委員会第2回定例会を開会いたします。

本日の議事録の署名は、私に加え、谷部委員と井口委員をお願いいたします。

本日は、議案等が12件、報告事項等が9件でございますが、本日の議案第3号から第12号までにつきましては議会の議案に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開としたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**○教育長** それでは、議案第3号から第12号までにつきましては、非公開といたします。

それでは、議案の審議を始めます。議案等第3号「令和6年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、議案第3号「令和6年度葛飾区一般会計予算（教育費）に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

「提案理由」でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、区長から意見を求められたものでございます。なお、本日の議案等の第3号から第12号まで、全てこちらと同様の提案理由でございますので、以降につきましては提案理由のご説明を省略させていただきます。

別添の予算案につきましては、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

それでは、別添、予算説明書の11ページをご覧くださいませ。こちらは令和6年度葛飾区一般会計予算説明書の歳入・歳出予算事項別明細書の歳出でございまして、第8款教育費をご覧くださいますと、354億8,780万1,000円で、令和5年度当初予算との比較で91億4,346万円の増額となっております。なお、予算説明書につきましては、大変分量がございますので、予算説明書の後ろに添付してございます資料、令和6年度当初予算主要事業概要（教育費）を用いまして、新たな葛飾教育プランの基本方針に沿って、事業をまとめてございますので、こちらから新規拡大事業を中心に説明を申し上げます。

なお、予算額につきましては、事業全体の予算額をお示ししているものでございます。

まず1ページでございます。基本方針1につきましては、学校施設の改築でございます。良好な教育環境を維持するために改築・改修等を進めているところでございますが、6年度は引き続き（1）に記載の学校で改築を進めてまいります。予算額は、131億8,820万5,000円でございます。その下をご覧ください。学校施設のバリアフリー化推進事業でございます。6年度は小学校4校、中学校1校にスロープを設置するほか、小学校2校に車椅子使用者用トイレを設置いたします。予算額は1億3,286万5,000円でございます。

おめくりいただきまして、2ページをご覧ください。学校給食費の完全無償化、学校給食弁当対応者への補助でございます。5年度から実施しております学校給食の完全無償化につきまして、6年度からは重度の食物アレルギー等の理由により、学校給食を全く喫食せず、弁当持参している児童・生徒の保護者についても学校給食費相当額の補助を開始いたします。予算額は17億2,033万1,000円でございます。

続きまして、2つ下の「教育情報化推進事業」でございます。6年度はプログラミングコンテストの拡充や中学校用プログラミング教材の導入など、情報教育の充実を図るとともに、学校の印刷環境の見直しや、中学校におけるデジタル採点システムの導入など、ICTを活用した教員の働き方改革を推進いたします。予算額は18億6,736万7,000円でございます。

3ページをご覧ください。「かつしかチャレンジプログラム」でございます。こちらは、学習や能力向上への意欲が高い、区立小・中学生の児童・生徒を対象に、土曜日を中心として活動し、持てる能力をさらに向上させる取組でございます。6年度は、小・中学生を対象とした「自然科学コース」と「プログラミングコース」、中学生を対象とした「English challengeコース」を実施いたします。予算額は1,157万9,000円でございます。

続きまして、その下の「発達障害の可能性のある子どもに対する重層的な支援体制の充実」でございます。6年度はクラス支援員を配置いたしまして、発達障害等のある児童・生徒が円滑な学校生活を送れる学習環境を整えます。予算額は、1億6,488万2,000円でございます。

続きまして、その下の「日本語指導の充実」におきましては、6年度は新小岩中学校に、にほんごステップアップ教室を開設いたします。予算額は、7,038万3,000円でございます。

続きまして、その下の「不登校対策プロジェクト」におきましては、登校はできるものの教室に入ることができない子どもを支援するための校内サポートルームを、6年度は中学校3校で開設するとともに、7年度に向けて5校の開設準備を行ってまいります。予算額は7,785万円でございます。

おめくりいただきまして、4ページをご覧ください。基本方針2でございます。初めに「学校施設等を活用した放課後子ども支援事業」でございます。6年度は水元小学校と道上小学校内、そして新小岩地域に学童保育クラブを整備いたします。また新たな待機児童対策といたしまして、学校内の諸室を活用した放課後の居場所づくりの学童保育クラブ、待機児童解消見守り事業を実施いたします。予算額は、5億3,317万1,000円でございます。

5ページをご覧ください。上から2つ目の「中学校部活動の地域移行」でございます。中学校部活動の維持・充実を目的といたしまして、部活動の地域への移行を進めるため、区立中学校の中から、モデル校を指定し、新たに地域クラブ活動を試行的に実施いたします。また、部活動につきましては、学校の状況を考慮しながら、引き続き部活動顧問指導員や外部指導者の配置の充実を図ってまいります。予算額は、2,759万9,000円でございます。

続きまして、基本方針3でございます。おめくりいただきまして、6ページをご覧ください。上から2つ目の「障害者スポーツの推進」でございます。6年度は、日本ブラインドサッカー協会との連携・協力協定による普及啓発イベントを実施いたします。予算額は、976万6,000円でございます。

続きまして、7ページをご覧ください。一番上の「スポーツ施設の利用しやすい環境整備」でございます。6年度は、奥戸総合スポーツセンター少年野球場の改修工事のほか、同体育館の照明設備の改修工事、荒川河川敷グラウンドのトイレの改修工事などに着手いたします。予算額は、2億6,493万8,000円でございます。

続きまして、その下の「私学事業団総合運動場の活用」でございます。私学事業団総合運動場につきましては、区の体育施設として整備し、活用してまいります。予算額は、1億378万7,000円でございます。

続きまして、その下の「デジタル技術の効果的な活用推進」でございます。こちらは、区立図書館において、デジタル技術を積極的に活用することにより図書館サービスの向上や業務効率化に取り組むものでございます。(1)の鎌倉図書館における自動貸出機及びセルフ予約棚の導入。(2)の電子書籍事業の拡充。(3)の中央図書館座席管理システムのリプレイスに取り組んでまいります。予算額は、3,024万8,000円でございます。

続きまして、その下の「図書館の窓口等業務委託」でございます。各館の役割を明確化するとともに、運営業務を仕分けし、専門性の高い業務は直営で、定型的な業務は民間活力を活用してまいります。6年度は、地区図書館6館と立石図書館について、窓口等業務を委託いたします。予算額は、3億1,980万7,000円でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。いかがでしょうか。

青柳委員。

**○青柳委員** こちら計画の中で1点、「かつしかチャレンジプログラム」は小・中学生対象に新たな試みをされるということでしたけれども、葛飾区の小・中学校のモデル校1校に対してなのか、ある程度何校かに対してやるのかというところが決まっていれば教えてほしいです。

**○教育長** 指導室長。

**○指導室長** かつしかチャレンジプログラムにつきましては、従前から行われおります科学教室を自然科学コースとして実施をいたします。新たな取組といたしましては、プログラミングコースを小学校6年生を対象に100名、中学校全学年を対象に50名、年間6回から7回を予定しております。こちらは希望を募りまして、能力向上や意欲の高い子どもたちを対象として実施をいたします。

そして、English challenge コースは英語によるコミュニケーションをさらに学びたいという中学1年生から3年生を対象に、来年度は30名を想定しております。応募人数が上回りましたときには、選抜という形で、参加の生徒を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○教育長 青柳委員。

○青柳委員 ありがとうございます。科学に関しては今年度、僕の息子の友だちが参加したという話を聞いて、こういうのがどんどん広がっていくというのが、すごくいい取組だと思いますし、積極的に参加したいという子どもが増えるのが楽しみなので、すごくありがたいなと思っております。

ありがとうございました。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決いたします。

次に議案第4号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算(第7号・教育費)に関する意見聴取」を上程いたします。

教育総務課長。

○教育総務課長 それでは、議案第4号「令和5年度葛飾区一般会計補正予算(第7号・教育費)に関する意見聴取」につきまして、説明を申し上げます。

別添の予算案について異議のない旨を区長に回答してまいりたいと考えてございます。

それでは、補正予算書の10ページ及び11ページをお開きください。まず歳入でございます。10ページの中段ほどになります。第14款都支出金、第2項都補助金、第6目教育費補助金の11ページをご覧ください。公立学校情報機器活用体制整備事業費は、647万5,000円の増額でございます。こちらは、区市町村におけるGIGAスクール運営支援センターの整備に要する経費に対する補助金でございます。補助率は基準額の6分の1でございます。

続きまして、その下のデジタル利活用支援員配置支援事業費は、3億4,966万7,000円の増額でございます。こちらは、区市町村におけるICT支援員の配置に要する経費に対する補助金でございます。補助率は基準額の4分の3でございます。

続きまして、10ページ、2つ下になります。第16款寄附金、第1項寄附金、第2目指定寄附金の2、奨学資金積立基金寄附金は、19万9,000円の増額でございます。葛飾区合唱連盟からの寄附金20万円に関するものでございまして、当初予算において計上済みの予算額1,000

円との差額、19万9,000円を増額するものでございます。

歳入については、以上でございます。

続きまして、12ページ及び13ページをご覧ください。第8款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費の1事務局運営経費の(1)旧校舎等暫定管理経費は、1,165万8,000円の減額でございます。旧東堀切小学校など3つの旧学校施設につきまして、電気料金の執行残が見込まれることによるものでございます。その下の2奨学資金貸付経費の(1)奨学資金積立基金積立金は19万9,000円の増額で、歳入でご説明いたしました寄附金に連動して、葛飾区合唱連盟からの寄附金を奨学資金積立基金に積み立てるものでございます。

続きまして、第3目教育指導費は、12ページの特定財源の欄をご覧ください。いわゆる財源構成でございまして、歳入で説明申し上げましたICT関連の都支出金を特定財源として充当するものでございます。

続きまして、第4目学校施設建設費の1小中合築校舎建設経費の(1)高砂小学校・高砂中学校改築経費は、①工事管理業務委託費、②外構整備工事費、③初度調弁費について繰越明許費を設定するものでございます。これは、令和5年10月に着工し、令和6年3月に完了予定だった外構その他工事において、建設発生土の受入調整が難航し、年度内の工事完了が困難となったためでございます。詳細につきましては、22ページをご覧くださいませ。こちらは繰越明許費明細書でございまして、表の一番右側、翌年度繰越額の内訳と合計金額4億5,354万4,000円をお示ししているものでございます。

恐れ入ります、14ページ及び15ページをご覧ください。第2項小学校費第1目学校管理費の1小学校維持管理経費の(1)学校施設維持管理経費は、3億6,685万7,000円の減額で、電気料金の執行残が見込まれることによるものでございます。

続きまして、16ページ及び17ページをご覧ください。第3項中学校費第1目学校管理費の1中学校維持管理経費の(1)学校施設維持管理経費は、1億7,551万円の減額で、電気料金の執行残が見込まれることによるものでございます。(2)校舎と改修経費は、3,110万円の減額で、奥戸中学校の電気設備工事におきまして、電線ケーブルの調達遅延により、令和5年度中の契約が困難となったことによるものでございます。

そして、16ページの特定財源欄をご覧ください。歳出金額の減額に合わせまして、基金からの繰入金を減額するものでございます。

また、本工事につきましては、併せて債務負担行為を補正いたします。23ページをご覧ください。こちらの表の一番下の中学校電気設備工事でございます。補正前は期間を6年度、限度額を4,860万円と定めておりましたが、これを取り消すものでございます。

なお、本工事の工事費につきましては、令和6年度の当初予算案におきまして改めて計上するとともに、債務負担行為を設定してございます。

続きまして、18 ページ及び19 ページをご覧ください。第4項校外施設費、第1目校外施設管理費の1、日光林間学園管理運営経費の(1)日光林間学園管理運営委託費は、1,216万4,000円の減額で、電気料金の執行残が見込まれ、指定管理者に対する光熱水費貸付分が減となることによるものでございます。

続きまして、20 ページ及び21 ページをご覧ください。第7項社会体育費、第2目社会体育振興費の1、体育施設管理運営経費の(1)体育施設管理運営委託費は、2,600万円の減額で、電気料金の執行残が見込まれ、指定管理者に対する光熱水費貸付分が減となることによるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第5号「葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○**学校施設担当課長** それでは、議案第5号「葛飾区立二上小学校電気設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、説明させていただきます。

本件は、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えおります。

内容につきましては、恐れ入りますが3枚目の右上に参考と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立二上小学校について電気設備工事請負契約を締結するものでございます。

2「契約の概要」をご覧ください。(1)の「工事件名」は、葛飾区立二上小学校電気設備工事でございます。(4)の「予定価格」は、5億3,706万5,800円です。

5の「契約金額」は、5億3,647万円で、6の「契約の相手」は、東京都葛飾区奥戸六丁目11番2号、高野・国弘建設共同企業体でございます。(7)の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から、令和8年3月17日まででございます。

次に、参考といたしまして、3に「工事の概要」を記載しております。また、次のページ、別紙1に学校の案内図を添付してございます。また案内図の裏面には、別紙2に配置図があり、塗り潰しの箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○**教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決といたします。

続いて、議案第6号「葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程いたします。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第6号「葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

こちら、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えております。

内容につきましては、恐れ入りますが3枚目の右上に参考と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立二上小学校について給排水衛生設備工事請負契約を締結するものでございます。

2の「契約の概要」をご覧ください。(1)の「工事件名」は、葛飾区立二上小学校給排水衛生設備工事でございます。(4)の「予定価格」は、2億8,293万8,787円でございます。

(5)の「契約金額」は、2億6,618万2,740円で、(6)の「契約の相手方」は、東京都足立区佐野一丁目28番6号、株式会社栗原設備でございます。(7)の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から、令和8年2月27日まででございます。

次に、参考といたしまして、3に「工事の概要」を記載してございます。また次のページ、別紙1には、学校の案内図を、また案内図の裏面には別紙2配置図がございまして、塗り潰しの箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

○上原委員 契約の相手で、栗原設備さんは足立区になっているのだけれども。代理人は、栗原設備の葛飾営業所の野口さんという方になっています。いわゆる共同体と代理人は、どう違うのか教えてください。

○教育長 学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 共同体に関しましては、法人同士と一緒に工事する。代理人というのは本社があって、その葛飾区の営業所で実際に工事をする。本社に対して実際の窓口になるのを代理人ということです。

○教育長 上原委員。



○上原委員 わざわざ「代理人」とこう書いてあるから、今までは「共同体」というのが多いのに、どう違うのかなというのが知りたかったので、教えていただきましてありがとうございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○上原委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第7号「葛飾区立二上小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第7号「葛飾区立二上小学校空調設備工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

こちら、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、恐れ入りますが3枚目の右上に参考と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、改築を進めている葛飾区立二上小学校について空調設備工事請負契約を締結するものでございます。

2の「契約の概要」をご覧ください。(1)の「工事件名」は葛飾区立二上小学校空調設備工事でございます。(4)の「予定価格」は、4億7,487万円でございます。(5)の「契約金額」は、4億4,898万7,000円で、(6)の「契約の相手」は、東京都足立区佐野一丁目28番6号、株式会社栗原設備でございます。(7)の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和8年2月27日まででございます。

また、参考といたしまして、3に「工事の概要」を記載してございます。また、次のページ、別紙1に学校の案内図を、また案内図の裏面には別紙2として配置図がございまして、塗り潰しの箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第8号「葛飾区立亀青小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」を上程します。

学校施設担当課長。

○学校施設担当課長 続きまして、議案第8号「葛飾区立亀青小学校外壁改修（塗装）その他工事請負契約締結に関する意見聴取」について、ご説明させていただきます。

こちらは、別添の契約締結案につきまして、異議のない旨を区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、恐れ入りますが3枚目の右上に参考と書かれている資料をご覧ください。本件につきましては、第2期葛飾区有建築物保全工事計画により、保全工事が必要な時期の対象物件となっており、塗膜等の劣化も顕著であることから外壁改修（塗装）その他工事請負契約を締結するものでございます。

2「契約の概要」をご覧ください。（1）の「工事件名」は、葛飾区立亀青小学校外壁改修（塗装）その他工事でございます。（4）の「予定価格」は、3億6,933万6,000円です。（5）の「契約金額」は、3億5,640万9,240円で、（6）の「契約の相手」は、東京都葛飾区新小岩三丁目28番20号、笹崎塗装株式会社でございます。（7）の「工期」につきましては、契約締結の日の翌日から令和7年3月14日まででございます。

次に参考といたしまして、3に「工事の概要」を記載してございます。また、次のページ、別紙1に学校の案内図を添付してございます。また案内図の裏面には、別紙2として配置図があり、塗り潰しの箇所が工事範囲でございます。

本件の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○教育長 異議なしと認め、議案第8号について原案のとおり可決といたします。

次に、議案第9号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○学務課長 それでは、議案第9号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」について、ご説明を申し上げます。

別添の条例案につきまして、異議のない旨を区長に回答いたしたいと考えてございます。

恐れ入ります、2枚おめくりいただきまして、3枚目、新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所となっております。

こちらの条例につきましては、従来から東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に内容を合わせているところでございます。こちらの東京都の条例が昨年12月に改正されたことに伴い、区条例を改正するものでございます。内容といたしましては、この度、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が制定されたことによりまして、婦人補導院が廃止されることから、条例第8条の休業補償を行わない期間から婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合を削除するものでございます。

また、条例別表につきましても、1の学校医及び学校歯科医への補償基礎額と2の学校薬剤師の補償基礎額につきまして、右側改正案の下線部分のとおり改めるというものでございます。

表の下、付則の施行期日につきましては交付の日、ただし第8条の改正規定につきましては、令和6年4月1日からとしてございます。そのほかの取扱いにつきまして、経過処置を設けてございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第9号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第10号「葛飾区立道上小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

**○学務課長** それでは、議案第10号「葛飾区立道上小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」についてご説明申し上げます。

別添の契約締結案につきまして、異議のない旨、区長に回答いたしたいと考えてございます。

内容につきましては、2枚おめくりいただきまして、3枚目の参考資料、ご覧ください。本件は道上小学校の改築に合わせまして、物品を買い入れるものでございます。まず1の「買入れ物件」でございますけれども、こちら学校給食用厨房機器108点を購入するものでございます。108点の内訳でございますが、1枚、さらにおめくりいただきまして、資料別紙1、買入れ機器をご覧ください。検収室、食品庫、下処理室、調理室、配膳室、洗浄室の各室にシンクや移動台、回転釜など108点の機器を購入するものでございます。

配置につきましては、最後に添付してございます資料別紙2、厨房機器配置図のとおりでございます。

恐れ入ります、3枚目の参考資料の1枚目にお戻りください。2の「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。3の「買入れ金額」は、8,688万9,000円でございます。4の「買入れ相手」は、さいたま市の昭和技研株式会社。5の「納期」は、令和7年3月31日でございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第11号「葛飾区立水元小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」を上程します。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第11号「葛飾区立水元小学校給食用厨房機器の買入れに関する意見聴取」について、ご説明申し上げます。

こちら、別添の契約締結案につきまして異議のない旨、区長に回答したいと考えてございます。

内容につきましては、2枚、おめくりいただきまして、3枚目、参考資料をご覧ください。本件は、水元小学校の改築に合わせまして、物品を買い入れるものでございます。まず、1の「買入れ物件」でございますけれども、学校給食用厨房機器といたしまして113点を購入するものでございます。113点の内訳でございますけれども、さらに1枚、おめくりいただきまして、資料別紙1、買入れ機器をご覧ください。検収室、下処理室、食品庫、調理室、洗浄室、パン・牛乳室、配膳室、前室の各室にシンクや移動台、回転釜など113点を購入するものでございます。配置につきましては、最後に添付してございます資料別紙2、厨房機器配置図のとおりでございます。

恐れ入ります、3枚目、参考資料の1枚目にお戻りください。2の「買入れの方法」は、制限付一般競争入札による契約。3の「買入れ金額」は、8,855万円でございます。4の「買入れの相手」は、大田区の新日本厨機株式会社。5の「納期」は、令和7年3月31日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第11号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決といたします。

次に、議案第 12 号「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」を上程します。

中央図書館長。

○**中央図書館長** 「葛飾区立図書館設置条例の一部を改正する条例に関する意見聴取」についてご説明いたします。

別添の資料のとおり、異議のないものとして区長に回答したいと考えているところでございます。

地区館の位置付けを中央館の分館から地域館の分館に改めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出するものでございます。

内容といたしまして、今後の図書館運営についてのご報告どおり、新年度より新たな図書館体制により運営を進めることとしたため、必要な改正を行うものでございます。

(2) をご覧ください。今までと変わりが、それぞれ同表中にある名称の地区館を分館としておき、その位置は同表に定めるとしてございます。また 3 の利用制限についても必要な所要の改正を行うものでございます。

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行するものとしてございます。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第 12 号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○**教育長** 異議なしと認め、議案第 12 号は原案のとおり可決といたします。

以上で非公開とした案件が終了いたしました。傍聴の希望者はおりませんので、このまま会議を続けます。

次に、議案第 13 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

学務課長。

○**学務課長** それでは、議案第 13 号「葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。

恐れ入ります、1 枚おめくりいただきまして 2 枚目の新旧対照表をご覧ください。右側が改正案、下線部が改正箇所となっております。

内容といたしましては、この度、婦人補導院が廃止されるということから、施行規則第 7 条

の休業補償を行わない場合から、第2項にございます売春防止法第17条の規定による補導処分として、婦人補導院に収容されている場合を削除するものでございます。

付則の施行期日につきましては、令和6年4月1日からとさせていただきます。

私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、お諮りいたします。議案第13号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第13号は原案のとおり可決といたします。

次に議案第14号「『葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】』の改定について」を上程いたします。

中央図書館長。

**○中央図書館長** 葛飾区立図書館の基本的な考え方を改定する必要があるので、本案を提出するものでございます。

先の教育委員会におきまして、内容についてご説明いたしましたので、改めて今回のご説明については割愛させていただきます。

中身については、「葛飾区立図書館の基本的な考え方【取組方針】」を別添として付けてございますので、ご覧ください。

以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

**○教育長** 異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決といたします。

続きまして、報告事項等に移ります。報告事項等の1「『葛飾区中期実施計画』(案)について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、「葛飾区中期実施計画」(案)について説明を申し上げます。

1の「葛飾区中期実施計画」(素案)に対する区民意見提出手続の実施結果についてでございます。こちら、別紙1をご覧ください。1の「閲覧・意見提出期間」及び3の「閲覧箇所」は記載のとおりでございます。4の「提出された意見」でございますが、意見提出者が6人。意見数11件で、その内子どもの意見が3人、意見数3件となっております。5の「提出された

意見の内訳」は、記載のとおりでございます。6の「提出された意見と区の考え方」につきましては、特に教育委員会に関係するご意見について説明を申し上げます。

1枚、おめくりいただきまして、A4横の資料となります。項目の1番でございます。意見の概要でございます。スポーツ施設を一部特定団体に無条件で貸し出し、区民からスポーツ施設を取り上げているのではないかと。またスイミングスクールに通わせる教育カリキュラムは区民からスポーツ施設を取り上げているのではないかとといったご意見でございます。本件につきましては、意見・要望としてお聞きすることとし、スポーツ施設の利用につきましては、基準にのっとり運営していること。また、近年の猛暑や天候不順などにより計画的な実施は困難となっている水泳指導について、区立や民間の屋内温水プールを活用した水泳指導への移行を進めていることについて、回答をさせていただきます。

続きまして、2枚、おめくりいただきまして、5ページをご覧ください。こちらには、子どもの意見をまとめてございます。6ページにかけて3件となっておりますので、ご参照くださいませ。

以上が、パブリックコメントに関する区の考え方を取りまとめたものでございます。

続きまして、最初の資料にお戻りいただきまして、2番の「葛飾区中期実施計画」（素案）からの主な変更点についてのご説明でございます。こちら、別紙2をご覧ください。A4縦の資料でございます。共通事項としては、一番上に記載のとおりでございます。個別事項につきまして特に教育委員会所管部分につきまして、別紙3の「葛飾区中期実施計画」（案）に基づいて、説明を申し上げます。

まず24ページをご覧ください。4の「『子育てするなら、葛飾で』推進プロジェクト」につきまして、「葛飾区版ネウボラ」に関する記載を追加してございます。黄色の網かけ部分でございます。

続いて、134ページをご覧ください。こちら政策8「子ども・家庭支援」の施策4「放課後支援」の2「施策の方向性」についてでございます。校内の諸室等を活用した待機児童対象の放課後居場所事業の実施などについて追加してございます。

続きまして、153ページをご覧ください。政策9「学校教育」の施策2「一人一人を大切に  
する教育」の4「計画事業」の上段でございます。不登校対策プロジェクトについてでございます。校内適応教室を校内サポートルームに、そして適応指導教室を教育支援センターに名称を変更するとともに、不登校児童・生徒数などの実数を指標に追加したものでございます。

また、次のページ、154ページをお開きください。こちら施策3「教育環境の整備」の2「施策の方向性」の学校施設の改築につきまして、次期改築校を選定したため、記載を追加したものでございます。

続きまして、174ページをご覧ください。中段から下ほどになります。こちら、政策12「ス

ポーツ」の施策2「スポーツ基盤の整備」の2「施策の方向性」でございます。仮称東新小岩運動場の整備を追加いたしました。また、隣の175ページでございます。4「計画事業」のスポーツ施設の利用しやすい環境整備につきまして、奥戸総合スポーツセンターの天然芝化に伴い、活動量を修正してございます。

素案からの主な修正点は以上となります。

最後となります、最初の資料にお戻りください。4番の「計画策定期間」につきましては、令和6年3月を予定しているところでございます。

ご説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の1を終わりといたします。

次に、報告事項等の2「学校施設総合管理等業務における委託の拡大について」の報告をお願いいたします。

教育総務課長。

**○教育総務課長** それでは、学校施設総合管理等業務における委託の拡大につきまして、説明を申し上げます。

まず1の「概要」でございます。令和3年度から3校で委託を導入しております学校施設総合管理業務及び学校用務業務につきましては、この間、安定した人員の確保や業務水準の維持がされるなど順調に業務が履行されていることから、令和6年度、新たに3校を加えた6校を委託するものでございます。

委託校の詳細は2の表に記載のとおりでございます。

3の当初予算案計上額は、6校分として1億1,644万4,000円でございます。

説明は以上でございます。

**○教育長** ただいまの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

壺内委員、お願いいたします。

**○壺内委員** 小・中学校合わせて74校ですが、この事業を何年計画ぐらいで全校に拡げていく予定なのですか。

**○教育長** 教育総務課長。

**○教育総務課長** 現在、用務業務については、区の職員30名ほどに加え、約100名の会計年度任用職員を雇用しまして業務に当たっているところでございます。しかしながら、この会計年度任用職員については、公募を行ってもなかなか人手が確保できず、また年度の途中で職を辞するということが欠員が生じる状況がございましたので、こうした委託を導入し始めたところでございます。



今後については、常勤職員や会計年度任用職員の欠員の発生具合に応じながら、各校に拡大をしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○壺内委員 分かりました。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の2を終わりといたします。

次に、報告事項等の3「学校施設等使用申請受付業務における委託の拡大について」の報告をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長 「学校施設等使用申請受付業務における委託の拡大について」ご説明申し上げます。

1の「概要」でございます。現在、区立小学校7校で実施をしております施設等使用申請受付業務につきましては、令和2年度から順次、業務委託を導入し5校で業務委託を導入しているところでございます。

令和6年度は、柴又小学校につきまして新たに業務委託を導入するとともに、受付時間を拡大いたします。また、東金町小学校につきましては、近隣の花の木小学校の受付対象校を自校分から全校分に拡大することに伴い、受付業務を終了いたすものでございます。さらに、受付業務実施校6校全ての受付日を拡大するものでございます。

2の表におきましては、5年度と6年度の受付業務実施校の直営・委託別の執行体制をお示ししております。

また、おめくりいただきまして、2ページの3の表におきましては、各受付業務実施校の令和6年度の受付日等をお示ししているものでございます。

3ページの3「令和6年度当初予算案計上額」は、記載の4校分につきましては、合わせて6,361万9,000円でございます。

そしてまた上平井小学校及び花の木小学校におきましては、学校施設総合管理業務委託の中に、受付業務が含まれているということをお示ししているものでございます。

ご説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の3を終わりといたします。

次に、報告事項等の4「令和6年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の新規実施校等について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** それでは、「令和6年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の新規実施校等について」ご説明をいたします。

初めに、1の「令和6年度学校外の屋内温水プールを活用した水泳指導の新規実施校(予定)」でございますが、記載にありますとおり、住吉小学校・柴又小学校・清和小学校の3校が新たに学校外の屋内温水プールを活用する予定でございます。

また、二上小学校につきましては、今年度まで各学年1回ずつ試行的に屋内温水プールを活用しておりましたが、来年度から全ての水泳指導を屋内温水プールで実施する予定でございます。

次に、2の「(仮称)お花茶屋地区屋内温水プール事前工事」でございます。11月の教育委員会でもご報告させていただきましたが、お花茶屋一丁目に学校施設として整備を予定しております屋内温水プールでございますが、令和8年度からの本体工事を予定しているところでございますが、来年度、本体工事に先行して地中埋設物の撤去等の工事を予定しているところでございます。

主な工事内容といたしましては、整備予定地に建っておりました旧都営第3下千葉民生アパートの受水槽・ポンプ室と防火水槽の撤去でございます。また、工期は令和6年10月から令和7年3月の予定でございます。最後に令和6年度当初予算案計上額といたしましては、4,090万円でございます。

本件の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○**教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

谷部委員。

○**谷部委員** 令和5年度は何校で実施されていますか。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 今年度、令和5年度屋内温水プールを活用した学校ですが、24校ございまして、その24校の中には中学校1校が含まれてございます。具体的には四ツ木中学校1校が含まれているというところでございます。

○**教育長** 谷部委員。

○**谷部委員** ありがとうございます。中学校がなかなか推進していかないというのは、何か理由があるのですか。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** 屋内温水プールを活用した水泳指導の考え方を整理しておりまして、まず小学校については全校を屋内温水プールに移行していくという考え方を示させていただいております。

一方で、中学校につきましては、指導のカリキュラムの課題などがありまして、改築の際に

個別で判断をさせていただくという考え方でおります。

四ツ木中学校については、改築の新校舎にはプールを設置しない方向でして、昨年度は検証ということで屋内温水プールを活用した水泳指導を1年通して行った結果、円滑に授業ができるという結論が出ましたので、今年度から本格的に屋内温水プールを使っているという状況でございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

○谷部委員 ありがとうございます。

○教育長 井口委員、お願いいたします。

○井口委員 小学校で全校というお話なのですが、何年度を目途に計画していますか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 実施計画というものを整備させていただいておりまして、その実施計画の中では、今のところ令和10年度までに40校を移行するところまでは、お示しさせていただいております。小学校は49校ございますので、全校の移行のところについては、今後、整理をしてまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 40校まで行くと残り9校しか残らないとなったときに、その利用できない9校は実施が難しいような問題があるのですか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 実施計画を整備した際には、お花茶屋地区と新宿地区に学校施設としてのプール施設を整備し、1か所当たり10校程度が受け入れられるだろうという想定をしておりました。それ以外につきましては区の総合スポーツセンターですとか、民間の施設を使わせていただく想定でした。

民間施設などにつきましては、1施設当たり2校程度という試算の中で、足し込むと40校ぐらいが令和10年度には移行できるだろうという想定をしているところなのですが、しっかりと全校が移行するためには、屋内温水プールには限りがありますので、その点を含めてしっかりと検討してまいりたいと考えているところでございます。

○教育長 全校の移行については当然、その方針を定めておりますので、それに向かって10年度以降の計画についてただ今検討しているという状況でございます。

○井口委員 少なくなってくると、9校がかわいそうというか、うちはまだなのかという地域・保護者の声は必ずあると思うので、ある程度見通しは必要かなと思うのですが。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 ご指摘のとおり、しっかりと49校の道筋を今後整備していきたいと考えてございます。

○教育長 井口委員。

○井口委員 関連して、これは指導室になると思うのですけれども。そうすると学校の水泳指導は変わってきますよね。カリキュラム、年間指導計画も変わってきますし、あと専門の指導員をどう生かしていくかということも変わってくると思うのです。その辺に対する指導上のプランなり、マニュアルみたいなものを示していくようなことが必要かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○教育長 学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 ありがとうございます。昨年度から本格的に始まりまして、ご指摘のとおりインストラクターが加わるということで、指導の方法など変わってきているところがございます。今年度も実施が終わった学校の先生方と意見交換の場を設けさせていただきました。その中では、やはり各学校が同じように質を担保しながら、インストラクターを有効に活用していくためには、ある程度、手引きとかそういった方針が可視化されたものがある必要性も出てくるだろうと、今後も新しい学校も増えてくるので、そういった整備は必要だというご意見も頂いたところでございます。今、その意見を踏まえて、指導室と連携を取りながら、手引きというような形でまとめようという話で進めております。

ですので、先生に中身をチェック頂きながら今後整備をして、来年度、スタートのときには、それを各学校に示せるようにということで、今、取組を進めているという状況でございます。

○教育長 よろしいですか。

○井口委員 はい。

○教育長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の4を終わりといたします。

次に、報告事項等の5「葛飾区学校教育情報化推進計画（案）について」の報告をお願いします。

学校教育推進担当課長。

○学校教育推進担当課長 それでは、「葛飾区学校教育情報化推進計画（案）について」ご説明をいたします。

本件は、令和6年度を始期とする新たな計画を策定するため11月の教育委員会にて素案を報告させていただいたところでございますが、その後、文教委員会での報告を経まして、12月から1月に素案のパブリックコメントを実施しましたので、その結果のご報告と、その結果を踏まえ今回計画案がまとまりましたのでご報告をさせていただくものでございます。

では、まずパブリックコメントの実施結果について、2枚目の別紙1をご覧ください。実施期間は令和5年12月11日から令和6年1月9日まで実施をいたしました。また3に記載のとおり、今回のパブリックコメントでは区立小・中学校を通じて、児童・生徒にパブリックコメ

ントの手続を案内し、子どもからも意見を聴取してございます。

4の「提出された意見の数」は、大人については1名の方から2件。子どもからは19名の方から30件のご意見を頂きました。

5の「提出された意見の内訳」でございますが、施策及び取組内容に関するものが9件。その他、本計画の対象外のご意見や「いいと思います」といったものが21件ございました。なお、「特にない」などの2件のご意見につきましては、こちらの内訳の件数からは除かせていただいております。

6の提出されたご意見に対する区の考えにつきましては、次のページの別添をご覧ください。こちら、まず大人の方からのご意見につきましては、一部ICTに関するご意見が含まれておりますが、主には不登校や外国籍の子どもたちへの支援方法などに関するご意見となっております。

次のページからが子どものご意見でございますが、主なものとしてはナンバー1や6、8、12、こちらについては区が貸与しておりますタブレットで、勉強に関係のないことが調べられてしまうことや、一方で調べたいものが調べられないなど、インターネットのフィルタリングの設定に対するご意見を頂いております。

区の考えといたしましては、設定だけでは完全に制限することができないため、自分でルールを守ってタブレットを使うことが大切であることなどを記載をしております。

またナンバー11では、アプリが時々使えなくなるのご意見を頂いております。本意見を踏まえまして、今後も子どもたちが快適にアプリが使える環境整備に取り組んでいくために、計画の施策2の具体的取組の5の個別最適な学びと協働的な学びに適したICT環境の充実という項目に、「また、導入に当たっては、児童・生徒が安心して学習に取り組めるよう安全性や操作性を考慮しながら、学習コンテンツを選定していきます。」との文言を追記させていただきます。

次に、素案からの主な変更点でございますが、6枚目の別紙2をご覧ください。計画案の13ページ、15ページ目のところでございますが、現在のプランと新しいプランとどちらのプランなのかを明確にするため、現在のプランにつきましては前プランという記載で統一をさせていただいております。

また、計画案の29ページにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、子どもの方からのご意見を踏まえて文言の追記をしております。

そのほかには、参考資料として計画の策定の経過や用語集を追加しております。

次のページの7枚目の別紙3が今申し上げました修正点を反映した計画案となっております。

また、最後のページ、資料でございますが、別紙4という形で添付させていただいております。

すが、こちらについては本計画の概要版ということで整備をさせていただきました。今の現行のプランにつきましても同様にこういった形で概要版ということで、コンパクトにまとめてございますので、今回、新しいものにつきましても概要版を作成させていただいたところがございます。

最後に、恐れ入りますが最初の報告資料にお戻りください。4の「今後の予定」でございますが、2月の文教委員会で今回の計画案を報告し、3月の教育委員会にて計画の決定を頂き、その後、区ホームページなどでの周知。4月には印刷した計画書の冊子を配布させていただくという予定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○**教育長** ただいまの説明について、ご質問などございますでしょうか。

青柳委員。

○**青柳委員** ご説明ありがとうございます。先ほどの葛飾区の中期実施計画でもあったように、パブリックコメントとして、いろいろと区民の方また子どもたちのご意見も頂いて、それに対する区の考え方も読ませていただいて、すごく面白いなと思いました。こちらというのは、ホームページとかで発表したり出したりするものなのでしょうか。

○**教育長** 学校教育推進担当課長。

○**学校教育推進担当課長** パブリックコメントの結果につきましては、ホームページにも公開をさせていただく予定でございます。

○**教育長** 青柳委員。

○**青柳委員** ありがとうございます。子どもたちの意見には面白い意見があったり、全然関係ない話も出てきたりしている中で、区の考えをすごく丁寧に答えていて、教育委員会の皆様がまじめに取り組まれているのが見ていて分かりました。区民に公開することで、みんなこのようなことを思っているのだなというのを反映できるので、すごくいいことだなと思いました。

ありがとうございました。

○**教育長** ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の5を終わりといたします。

次に、報告事項等の6「発達障害の可能性のある子どもへの支援の充実について」の報告をお願いします。

学校教育支援担当課長。

○**学校教育支援担当課長** それでは、私からは「発達障害の可能性のある子どもへの支援の充実について」ご報告申し上げます。

1の「概要」についてでございます。現在、発達障害などのある児童・生徒に対しまして、教員が巡回指導等を行う特別支援教室を全小・中学校で実施しているところでございます。発

達障害などのある児童・生徒への支援を充実させるために、令和6年度より新たに「クラス支援員」を配置し、円滑な学校生活を送れる学習環境を整えてまいります。

また、子どもとの関わり方に困っている保護者向けのペアレントトレーニングの定員を拡大して実施するものでございます。

2の「事業内容」についてでございます。まず「クラス支援員」の配置でございます。発達障害などのある児童・生徒に対しまして、危険回避・安全管理及び学習または生活上の困難さに対する取組の指導補助などを行う「クラス支援員」、会計年度任用職員でございますが、新たにこちらを配置してまいります。

配置校数については、小学校49校、中学校10校。配置日数は1校当たり1日6時間、週3日、三季休業中を除く期間でございます。また、配置期間でございますが、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。資格要件は不要でございます。

その他につきましては、こちらに伴いまして、小学1年生の1学期のみ配置しておりましたクラスサポーターについて、令和5年度をもって廃止とさせていただきます。

続きまして、ペアレントトレーニングの定員拡大でございます。区内の特別支援教室をご利用されている小学校1年生から3年生の保護者を対象に、子どもの上手な褒め方、または指示の出し方、困った行動への対応方法などについて学ぶ講座でございます。ペアレントトレーニングを民間事業者へ委託し、現行の12人の定員を20人に拡大して実施を行ってまいります。

3番の「令和6年度の当初予算案計上額」でございます。クラス支援員、こちらについては報酬等でございますが、7,113万9,000円。ペアレントトレーニングにつきましては、委託料でございます、108万9,000円でございます。

ご報告は以上でございます。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。

上原委員。

**○上原委員** ペアレントトレーニングについてお聞きしたいのですけれども。今まで12人だったけれども20人に拡大する。今までも12人で結構いっぱいというか、これ以上の方たちがトレーニングをしたいと言っていたのか、大体どれくらいの方が希望されていたのか、教えてください。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** こちらは、2年前にペアレントトレーニングをモデル的に実施したときに、6人からスタートして1クールで6回の講座を連続して受けていただくという形を取りましたところ、30人ございまして、非常に好評だったということで、今年については12人の定員で、2回分開催する講座を行いましたところ、同様に30人程度のご希望があったということもございました。要望が叶わなかった方からは、ぜひ次年度はというお声も頂いており

ましたので、拡大したという経緯でございます。

○教育長 上原委員。

○上原委員 本当に、発達障害のお子さんを持つ親御さんにしてみると、どうやって話をしていたらいいのだろうかとか、そういうのが本当に分かりにくいところがあると思うのです。これは、どんな人間関係でもそうなのですけれども。相手に気持ちよくしゃべってもらい、気持ちよく自分の気持ちを話させていただくというのは、ある程度、トレーニングではないけれども、知っていないとできないということ多いのです。

皆さん、よく仲がよいほどけんかするみたいなこと言うけれども、そんなことなく、仲が悪くなってしまいますのです。親子関係も悪くなってしまいます。こういったトレーニングを知っていくということは非常にいいことだと思います。

だから、本来的に行くともっと 30 人ぐらいまで拡大をしていただければいいのであったら、そのご要望の人が全員入れるように、そのぐらいに拡大できるように、頑張っていたいただきたいというか。

要するに、子どもに対してもそうなのだけれども。一番身近にいる親御さんの対応が悪くてこじらせてしまうというケースが多いのです。それなので、すごく大変だと思うのだけれども、もう少し拡大することも考えていただけるとうれしいなと思います。

○教育長 学校教育支援担当課長。

○学校教育支援担当課長 ありがとうございます。今年度、拡大して実施することによって、また保護者からのニーズがどのように変動するかも含めて、次年度、検討していきたいと思っております。

○教育長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。

壺内委員。

○壺内委員 今、上原委員さんからもお話がありましたように、発達障害の子どもというのは、指導は家庭でも学校でもどういう指導をするのか、これを追究するために小学校 49 校、中学校 10 校に配置するという、とてもいい事業なのかなと思っております。恐らく 23 区の中でも先進的であると感じていますので、ぜひ頑張っていたきたい。ただし、指導員を集めることが大変かなと、そこが心配です。

よろしく願いいたします。

○教育長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

谷部委員。

○谷部委員 私も「クラス指導員」の件で。今回は研修があると聞いているということだったので、少し安心かなと思っております。資格要件が要らないということで、お声がけいただいて頑張ってみると言ったものの、自分で大丈夫なのかなと、やっぱり深く学んでみたいという方



もいらっしやいました。ぜひ研修を細かくやっていただけたらと思いますので、よろしく願いします。

**○教育長** 学校教育支援担当課長。

**○学校教育支援担当課長** ありがとうございます。こちらにつきましては、私たちも必要性を感じているところでございます。実際にどのような距離感で関わったらいいのかという部分や、子どもの行動に対して今は見守ったらいいのか、あるいは止めたほうがいいのか。様々なシーンがございますので、そういった部分を研修の中で皆様と共有できるようにしたいと考えてございます。

**○教育長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の6を終わりといたします。

次に報告事項等の7「令和6年度中学校部活動の地域移行モデル校について」の報告をお願いします。

地域教育課長。

**○地域教育課長** それでは、私から「令和6年度中学校部活動の地域移行モデル校について」ご説明をさせていただきます。

本件につきましては、先月の本委員会でもご報告させていただいた内容と少し重複している部分もございますが、ご了承ください。1と2につきましては、前回、ご報告したとおり、土日・祝日のみ実施することや、指導開始は6月から実施することと併せ、複数の種目で検証を行うなど選定基準をご報告させていただいたものでございます。

令和6年度のモデル校につきましては、このような条件を踏まえて、庁内検討会で検討した結果、3に記載のとおり、葛飾区立新宿中学校で実施することとしてございます。新宿中学校につきましては、土日・祝日の部活動が盛んであり、運動系で7クラブ、文化系で2クラブが練習や大会等への参加で部活にいそしんでおります。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。また当該部活動に参加している生徒数は、271人で62.7%の生徒が活動しております。ただし、こちらの情報は5月1日現在の数字ということになります。当然、3年生が含まれており、3年生は引退をしていることから現時点での人数はさらに少なくなっております。

また、各クラブの詳細は記載のとおりで、様々な種目、特性がございます。生徒、保護者の理解を得ながら、課題の洗い出しや検証を行っていきたいと考えております。

なお、新宿中の校長先生及び担当の先生につきましては、既にヒアリングを実施しております。本事業につきましてはのご理解を頂いているところでございます。

来年度の当初予算につきましては、2,759万9,000円を計上しているところでございます。

今回の報告と併せまして、議会で報告をした後、新宿中学校の生徒・保護者向けに本事業の

周知を図ってまいりたいと思います。

また、次年度モデルの事業の開始に向けまして、学校現場と引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○教育長 ただいまの報告につきまして、ご質問、ご意見などございますでしょうか。

青柳委員。

○青柳委員 こちらの新宿中学校の部活の数について教えてください。運動系が7クラブで文化系が2クラブとあるのですけれども、9クラブ以外も部活動はあるのですか。それとも全ての部活動が対象になっているのでしょうか。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 こちらの事業、選定条件の中でご説明したとおり、土日・祝日を対象としてございます。新宿中の部活動につきましては、平日のみ実施しているクラブというのは、これ以外にもございますけれども、今回はあくまでも土日・祝日を活動しているクラブを対象としてございますので、こちらの9クラブになってございます。

○教育長 青柳委員。

○青柳委員 それでしたら土日と祝日活動しているクラブの全てということですね。

○地域教育課長 はい。

○青柳委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。

○青柳委員 はい。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

上原委員。

○上原委員 こういうふうには地域移行していくことは非常にいいことだと思います。ただしなのでございますけれども、お願いするのは民間の方たちですよ。学校の先生ではないということで、どうしても指導するときに、自分が昔受けた指導をやってしまいがちであるというところがあるので、その辺を気をつけてほしいなと思います。

たまたまなのですが、テレビドラマの「不適切にもほどがある！」がなぜか葛飾区が舞台なの。すごく不適切な昭和の男が野球の指導とかするのだけれども、葛飾区はこうやって見られているのかなと思いました。存在しない学校名だから、現実の葛飾区の中学校ではないというのはもちろん分かるのだけれども、一般の方たちから見ると葛飾区はそうなのかと思われてしまうのではないかと。

ですから、そんなことはないとは思いますが、本当に不適切にもほどがあるというようなことがないようにしっかりと見ていただければなと思います。

○教育長 地域教育課長。

○地域教育課長 今、上原委員からお話ありましたとおり、前回の1月の委員会でもご報告させていただいた検証項目の中に、指導者の質の確保というのがございまして、これをどうやって担保していくのかというのが今後の一番重要な課題だと認識してございます。当然、そのためには生徒、保護者に向けてアンケートを取ったりするなどして、適切な指導が行われているのかというのを含めまして、検証を進めてまいりたいと思っております。

○教育長 よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で報告事項等の7を終わりといたします。

次に、報告事項等の8「奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の天然芝化について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

○生涯スポーツ課長 それでは、「奥戸総合スポーツセンター陸上競技場の天然芝化について」ご説明いたします。

「目的」といたしまして、現在、奥戸総合スポーツセンター陸上競技場のフィールド部分は人工芝ですが、利用者の身体への負担軽減による怪我の予防や近年の猛暑による人工芝の高温化を防ぐほか、陸上競技においては、一部の投てき競技を導入することが可能となるなど、新たな競技を展開することもでき、スポーツ環境の向上を図るために天然芝化を実施したいと考えております。

2の「天然芝化に伴う利用」といたしまして、現在は、(1)の表の区分により貸出を行っており、月、水、金曜日につきましては、主にトラック利用者に向けた個人利用を行い、日、火、木、土につきましては、団体競技などへの貸切利用としております。団体利用の中でも、黒丸の土、日曜日につきましては、陸上競技、サッカーなどのイベントの利用が、また火、木曜日の夜間も貸切での利用が多くなっております。

裏面にお進みいただければと思います。天然芝化後に想定している利用方法といたしましては、天然芝につきましては人工芝と比較すれば、利用可能な日数、天候に一定の制限が必要となりますが、近年では芝の休養期間も短縮した運用が可能となっていることから、土、日曜日は10時間の利用で現在と同等の利用を、火、木曜日は利用の多い夜間のみ4時間の利用とし、フィールドは日中利用禁止にしたいと考えております。月、水、金曜日につきましては、現在と同様に個人利用日といたしましてフィールドは終日利用禁止での運用を想定しております。また、3日前までに貸切利用のない日につきましては、養生日としたいと考えてございます。

なお、現在の利用区分は、陸上競技場全部とフィールドの2種類でございますけれども、天然芝化後につきましては、トラックの区分を追加したいと考えてございます。

3の必要な経費といたしましては、実施設計で1,753万3,000円を令和6年度の当初予算案

に計上しております。(2)の工事費・維持費につきましては、使用する芝の種類や養生の内容等によって異なりますため、設計委託の中で精査をしていきたいと考えております。参考に事業者からの聞き取り状況を記入しております。

4の今後のスケジュールといたしまして、令和6年4月から12月で設計を、令和7年1月から令和8年3月で工事を行い、令和8年4月に供用開始をしたいと考えております。

最後に参考といたしまして、近隣区の天然芝競技場を掲載しております。

ご説明は以上となります。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の8を終わりいたします。

次に、報告事項等の9「『かつしかふれあいRUNフェスタ』一部公道化の検討状況について」の報告をお願いします。

生涯スポーツ課長。

**○生涯スポーツ課長** 「『かつしかふれあいRUNフェスタ』一部公道化の検討状況について」ご報告いたします。

1の「趣旨」といたしまして、「かつしかふれあいRUNフェスタ」の一部公道化につきましては、令和6年度の実施に向けて、警察等の関係機関と協議しながら検討を行ってまいりました。

しかし、堀切水辺公園を起点・終点とするコース設定につきましては、課題が多く、令和6年度の実施は困難な状況になっていることから、検討状況及び今後の対応の考え方につきまして報告するものでございます。

「検討の経過」といたしましては、(1)アの「新四ツ木橋・国道6号本線」コースは、参考に別紙1を添付しております。併せて、ご覧いただければと思います。新四ツ木橋から公道に入り、スカイツリーを正面に上り線から西詰で折り返し、国道6号本線下り線を走るコースとなります。

検討結果といたしましては、国道6号本線の通行止め規制による渋滞が、品川まで達するおそれが高く、対応が不可能のため、廃案といたしました。

イの「堀切橋・亀有往復」コースも、参考に別紙2を添付しておりますので、併せてご覧いただければと思います。堀切橋から公道に入り、川の手通り下り線、平和橋通り上下線、曳舟川親水公園通り上下線を使用した亀有との往復コースとなります。

検討状況といたしましては、国道6号本線が使用できないことから、渋滞の改善、う回誘導、雑踏警備に課題があり、解決が極めて困難な状況となっております。

(2)の堀切水辺公園を起点・終点としたコースの設定の課題は、以下のとおり、ア、河川道路と公道の接道が橋梁道路に限られることから、接道部幅員が狭いことや橋梁道路は車両の

通行が集中すること。イのコースとして使用する道路の幅員が狭く、周辺も細街路が多い地域であることから、大型車が進入した際に、う回誘導ができないこと、コース近隣地域で渋滞解消が可能なう回路の設定が困難であることや、歩道が狭く、コース沿いの雑踏警備・誘導における安全性の確保が課題となっています。

裏面へお進みいただければと思います。ウといたしまして、首都高速道路の出入り口が集中していること。また、エといたしまして、歩道橋や地下道、アンダーパスなど立体的な通行路が極めて少ない地域のため、車両、歩行者ともに平面での移動に限られることから、道路の交通規制中は、移動が大幅に制限されてしまうということが課題となっております。

3の「検討の方向性」といたしまして、課題を踏まえた対応が可能かどうか引き続き堀切水辺公園を起点・終点としたコース設定の可能性を探るとともに、代替案についても検討したいと考えております。

ご説明は以上となります。

**○教育長** ただいまの報告につきまして、ご質問などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項等の9を終わりいたします。

本日の案件は以上でございますけれども、何かご質問やご意見などございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で令和6年教育委員会第2回定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会時刻 11時30分